

# 指定通所介護重要事項説明書

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団  
高津地域在宅サービスステーション  
四天王寺たまつくり苑

## 「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

大阪市指定 2771700107

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口について	7
7. 緊急時の対応方法及び連絡先	6
8. 事故発生時の対応	7
9. 秘密保持と個人情報の保護	7
10. 高齢者虐待防止について	7

### 1. 事業者

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団        |
| (2) 法人所在地 | 大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号 |
| (3) 電話番号  | 06-6771-7971            |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 塚原 昭人               |
| (5) 設立年月  | 昭和8年5月30日               |

### 2. 事業所の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成11年10月29日指定<br>大阪府2771700107号 |
|------------|---|

※ 当事業所は以下の加算対象サービスを実施しています。

① 個別機能訓練 ② 入浴

- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 高津地域在宅サービスステーション四天王寺たまつくり苑
- (4) 事業所の所在地 大阪府大阪市天王寺区玉造元町1番29号
- (5) 電話番号 06-6763-4115
- (6) 事業所長（管理者）氏名 西條 常夫
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の持続並びにそのご家族の身体的精神的負担の軽減を図るため、介護その他の必要な援助を行う。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 利用定員 35名 通常規模型通所介護

### 3. 事業実施地域及び営業時間

#### (1) 通常の事業の実施地域

(天王寺区) 全域

(東成区) 大今里 大今里西 大今里南 神路 玉津 中道 中本 東小橋 東中本 東今里

(中央区) 玉造 森之宮中央 谷町4・6・7丁目 龍造寺町 法円坂 上町 上本町西 東平 上汐 農人橋1・2丁目 和泉町1・2丁目 内久宝寺町2・3・4丁目 粉川町 神崎町 十二軒町 安堂寺町1・2丁目 松屋町(一部) 瓦屋町1・2・3丁目(いずれも一部) 中寺町1丁目 高津1丁目

(生野区) 勝山北 新今里 鶴橋 中川 中川西 桃谷

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (ただし年末年始12月30日～1月3日までを除く)	
受付時間	月曜日～土曜日	9:00～17:30
サービス提供時間	月曜日～土曜日	9:30～16:30

※提供票に記載された時間内でのサービスの提供となります。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常 勤	非常勤
1. 事業所長（管理者） 兼 務	1名	
〃 専 従		
2. 生活指導員 兼 務		

〃	専 従	1名	
3. 介護職員	兼 務		
〃	専 従	3名	10名
4. 看護職員	兼 務		
〃	専 従		2名
5. 機能訓練指導員	兼 務		
〃	専 従	1名	1名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 9:00～17:30
2. 看護職員	勤務時間 9:30～15:00 ※他時間は、本体施設と連携する。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、通常7～9割の利用料金が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

<サービスの概要>

①送迎 ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

②入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 11:50～12:50

④排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

⑤個別機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、居宅において日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

●通常規模型通所介護費（5時間以上6時間未満）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,589円	8,822円	10,076円	11,309円	12,563円
2. 介護保険から給付される金額 (負担割合:1割)	6,830円	7,939円	9,068円	10,178円	11,306円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	<b>759円</b>	<b>883円</b>	<b>1,008円</b>	<b>1,131円</b>	<b>1,257円</b>
4. 介護保険から給付される金額 (負担割合:2割)	6,071円	7,057円	8,060円	9,047円	10,050円
5. サービス利用に係る自己負担額 (1-4)	<b>1,518円</b>	<b>1,765円</b>	<b>2,016円</b>	<b>2,262円</b>	<b>2,513円</b>
6. 介護保険から給付される金額 (負担割合:3割)	5,312円	6,175円	7,053円	7,916円	8,794円
7. サービス利用に係る自己負担額 (1-6)	<b>2,277円</b>	<b>2,647円</b>	<b>3,023円</b>	<b>3,393円</b>	<b>3,769円</b>
8. 個別機能訓練費 (選択)	66円 (I) ※負担割合2割の方は131円、3割の方は196円				
9. 入浴介助費 (選択)	45円 ※負担割合2割の方は90円、3割の方は135円				

●通常規模型通所介護費（6時間以上7時間未満）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,761円	9,015円	10,301円	11,566円	12,842円
2. 介護保険から給付される金額 (負担割合:1割)	6,984円	8,113円	9,270円	10,409円	11,557円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	777円	902円	1,031円	1,157円	1,285円
4. 介護保険から給付される金額 (負担割合:2割)	6,208円	7,212円	8,240円	9,252円	10,273円
5. サービス利用に係る自己負担額 (1-4)	1,553円	1,803円	2,061円	2,314円	2,569円
6. 介護保険から給付される金額 (負担割合:3割)	5,432円	6,310円	7,210円	8,096円	8,989円
7. サービス利用に係る自己負担額 (1-6)	2,329円	2,705円	3,091円	3,470円	3,853円
8. 個別機能訓練費 (選択)	66円 (I) ※負担割合2割の方は131円、3割の方は196円				
9. 入浴介助費 (選択)	45円 ※負担割合2割の方は90円、3割の方は135円				

※サービス利用料金にはサービス提供体制加算(I)及び介護職員等処遇改善加算(Iロ)、科学的介護推進体制加算が含まれています。

※8及び9は選択して頂ける加算対象サービスになっています。

※送迎を行わない対象の方は、片道につき55円(負担割合2割の方は110円、3割の方は164円)を減じます。

※同一建物に対する減算対象の方は、1回につき109円(負担割合2割の方は218円、3割の方は327円)を減じます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第６条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①食事の提供

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：１食あたり６６５円

※四天王寺たまつくり苑 軽費老人ホーム入居者の費用はかかりません。

#### ②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき １０円

#### ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：１００円／１枚

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとの末で計算しご請求しますので、翌月に預金口座振替(自動引き落とし)にてお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日当日の午前9時までに申し出があった場合	無 料
利用予定日当日の午前9時までに申し出がなかった場合	665円 (食材料費)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口について (契約書第20条参照)

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 当事業所における苦情相談の窓口

〔窓 口〕 高津地域在宅サービスステーション四天王寺たまつくり苑

〔所在地〕 大阪市天王寺区玉造元町1-29

〔電 話〕 06-6763-4115

〔受付時間〕 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:30

〔受付担当者〕 介護長 竹内 琢二

また、苦情受付ボックスを事務所受付に設置しています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 大阪市天王寺区役所 健康福祉サービス課 介護保険係	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市天王寺区真法院町 20-33 06-6774-9859 06-6772-4906 午前9時から午後5時まで
大阪市東成区役所 健康福祉サービス課 介護保険係	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市東成区大今里西 2-8-4 06-6977-9859 06-6972-2732 午前9時から午後5時
大阪市中央区役所 健康福祉サービス課 介護保険係	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市中央区久太郎町 1-2-27 06-6267-9859 06-6267-9468 午前9時から午後5時まで
大阪市生野区役所 健康福祉サービス課 介護保険係	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市生野区勝山南 3-1-19 06-6715-9859 06-6715-9967 午前9時から午後5時まで
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市中央区常盤町 1-3-8 06-6949-5335 06-6949-5417 午前9時から午後5時まで

(4) 第三者評価の実施状況

直近実施日	なし
評価機関	
評価結果の開示状況	

## 7. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に契約者に緊急の事態が発生した場合、ご家族に連絡の上、状態に応じてご契約者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡し、救急対応をします。\*但し、通常の通院送迎は行っておりません。

(主治医)

契約者の主治医 \_\_\_\_\_

所属医療機関名称 \_\_\_\_\_

所在地及び電話番号 \_\_\_\_\_

(ご家族等)

緊急連絡先の家族等 \_\_\_\_\_

住所及び電話番号 \_\_\_\_\_

## 8. 事故発生時の対応 (契約書第5章参照)

当事業者がご契約者に対して行う通所介護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご契約者の家族、市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が契約者に対して行った通所介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、賠償責任を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	業務中や業務の結果、または所有・使用・管理する施設に起因する事故で、法律上の損害賠償問題が発生した場合の補償

## 9. 秘密保持と個人情報の保護（契約書第10条参照）

### （1） ご契約者およびそのご家族に関する秘密の保持について

事業者および事業者の使用する者は、サービスを提供する上での知り得たご契約者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

### （2） 個人情報の保護について

事業者は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご契約者の個人情報を用いません。

また、ご契約者のご家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご家族の個人情報を用いません。

事業者はご契約者およびそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 10. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1） 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- （2） 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （3） 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

指定通所介護サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 \_\_\_\_\_ 印

事業所 所在地 大阪市天王寺区玉造元町1番29号  
事業所名 高津地域在宅サービスステーション  
四天王寺たまつくり苑  
代表者名 管理者 西 條 常 夫 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 本人・代理人

代理人住所

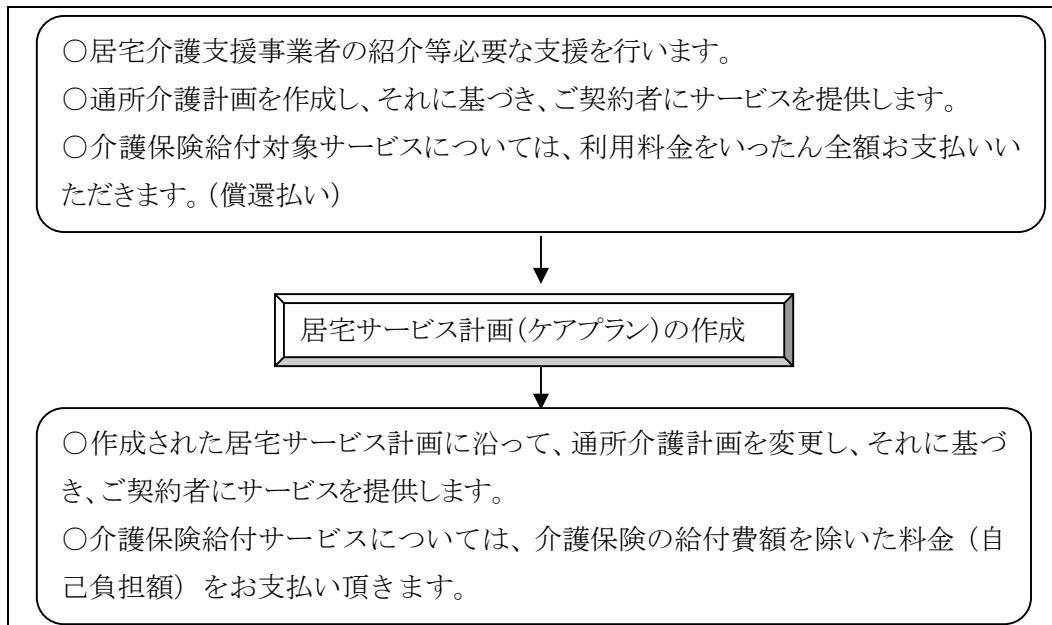
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 続柄 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

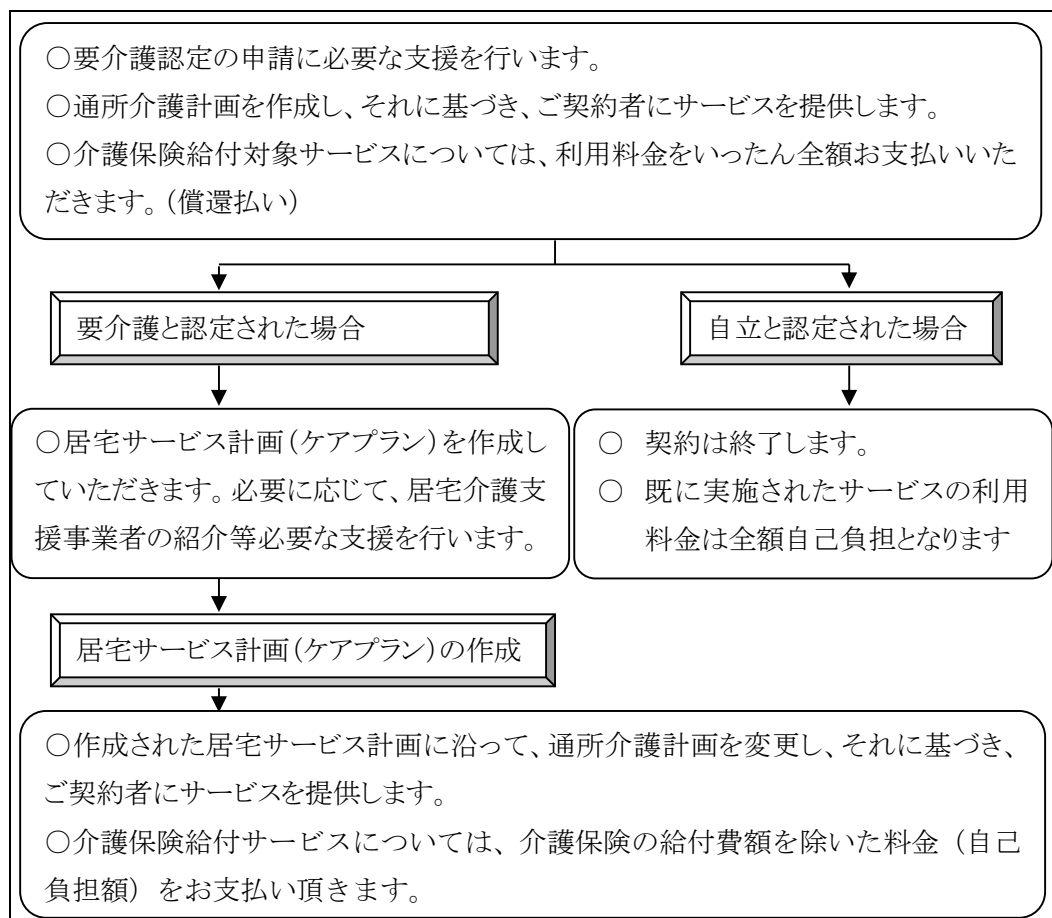


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（個人情報保護法に基づく）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって自己評価を行い、事業計画に反映させるなどサービスの質の向上に役立てます。  
又、評価結果については公表に努めます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

##### （1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

##### （2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### 6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 本サービスの利用が 1 ヶ月以上休止の場合には本契約は一旦解除させていただきます。

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。